

三重縣公報 (毎週火曜日及) 大正十一年第三種郵便物認可

三重縣公報

外

大正十一年十月九日

月 曜 日

○縣 令

●三重縣令第五十七號

コレヲ豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ内左記地方ヨリ生魚介類 (生干シ生鹽ノモ
ノヲ含ム) ノ移入ヲ停止ス
本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年十月九日

三重縣知事 山脇 春樹

東京府 千葉縣 神奈川縣 靜岡縣

大正十一年十月九日印刷發行

三 重 縣 廳

三重縣津市築町三十六番屋敷

三重縣公報(第三種郵便物認可)

印刷兼販賣所 小寺 庄三郎